

# H30猿沢地域まちづくり協議会 組織図

村上市より

## ■ 総会(代議員制)

・猿沢地域の住民で構成される最高の議決機関

(代議員の決定)

1. 代議員は、規約に基づき算出された人数を、各集落区長が選出する。

総会  
(代議員37名)

## ■ 監査

・事業及び会計の監査

監事  
(2名)

○財政支援  
・まちづくり交付金

○人的支援  
・地域担当職員の配置

## 協議会

## ■ 役員会(監事を除く25名)

・総会に付議する事項、本会の運営に関する事項を審議  
(役員及び役職の決定)

1. 役員(理事及び監事)は、規約に基づき算出された人数を上限とし、各集落区長が選出するほか構成員の立候補があった時は役員会での審議を経て選出する。

2. 会長1名、副会長2名、事務局長1名は、理事の互選とし、監事とともに総会で決定する。

(専門部会の所属の決定)

3. 理事は、いずれかの専門部会に所属し、参画する。

(専門部会長の決定)

4. 副会長2名は、いずれかの専門部会(まちづくり推進部会を除く)に所属し、部会長を担当する。

5. 事務局長は、まちづくり推進部会に所属し、部会長を担当する。

(副部会長の決定)

6. 各専門部会の副部会長は、所属理事の互選とする。

(役員以外の部員)

7. 各専門部会には、役員以外の部員をおくことができる。

会長  
(1名)

副会長  
(2名)

## ■ 事務局

・事務全般及び会計処理

事務局長  
(1名)

事務局員  
(市職員)

理事  
(21名)

運営に係る助言

## ■ 評議員会

・協議会への助言

集落区長  
(9名)

顧問

### ◆ まちづくり推進部会

- ・部会長(事務局長)
- ・副部会長(理事1名)
- ・部会員(理事6名)
- ・役員以外(まちづくりサポーター・3名まで)

### ◆ 産業交流部会

- ・部会長(副会長)
- ・副部会長(理事1名)
- ・部会員(理事6名)
- ・役員以外(まちづくりサポーター・3名まで)

### ◆ 生活安心部会

- ・部会長(副会長)
- ・副部会長(理事1名)
- ・部会員(理事6名)
- ・役員以外(まちづくりサポーター・3名まで)

参加・参画・評価

連携・協力・交流

事業・支援・広報

すべての地域住民・集落(区)・集落公民館・青年会・婦人会・老人会・小中学校PTA・各種団体など

## 猿沢地域の人口

(平成30年1月1日 現在)

集落	世帯	男	女	計
寺尾	25	46	51	97
宮ノ下	42	58	65	123
下中島	22	34	26	60
鵜渡路	66	94	121	215
上野	72	89	118	207
川端	25	38	25	63
猿沢	197	247	277	524
桧原	86	129	150	279
板屋越	106	161	167	328
計	641	896	1,000	1,896